

医療情報取得加算に関する掲示

当院はオンライン資格確認について、下記の整備を行っています。

- オンライン資格確認を行う体制を有しています。
- 薬剤情報、特定健診情報その他必要な情報を取得・活用して診療を行います。

令和6年6月1日より、国が定めた診療報酬算定要件に従い、医療情報取得加算を以下の通り算定させていただきます。

〈初診時〉 月に1回

マイナンバーカードによる オンライン資格確認を	情報取得同意を	加算点数
		R6.6月～
する	する	1点
	しない	3点
しない		3点
(健康保険証による資格確認 を行った場合)	他の医療機関から診療情報 の提供を受けた場合	1点

〈再診時〉 3ヶ月に1回

マイナンバーカードによる オンライン資格確認を	情報取得同意を	加算点数
		R6.6月～
する	する	1点
	しない	2点
しない		2点
(健康保険証による資格確認 を行った場合)	他の医療機関から診療情報 の提供を受けた場合	1点

- 当院は診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めています。
- 正確な情報を取得・活用するためマイナンバーカードによるオンライン資格確認の利用にご協力をお願いいたします。